

表題部所有者の登記をしようとする旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記6のとおり行う予定であるので、同条第2項の規定により、公告する。

令和7年3月25日

長野地方法務局 登記官 青木稔典
記

1 手続番号

- (1) 第1000-2024-0086号
- (2) 第1000-2024-0087号
- (3) 第1000-2024-0088号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 長野市篠ノ井山布施字小枕3251番1
- (2) 長野市篠ノ井山布施字小枕3251番3
- (3) 長野市篠ノ井山布施字小枕3254番口

3 地目

- (1) 宅地
- (2) 宅地
- (3) 墓地

4 地積

- (1) 1271.05㎡
- (2) 5.68㎡
- (3) 19㎡

5 表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項（上記2(1)から(3)まで共通）

法輪寺

6 表題部所有者として登記すべき者の名称及び事務所所在地（上記2(1)から(3)まで共通）

名称 法輪寺

所在地 長野市篠ノ井山布施3250番地